

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率のかさ上げ措置の継続を求める意見書

地方の道路は、地域経済の活性化や住民の安全で安心な生活を確保するための最も基本的な社会基盤である。

特に自動車交通の依存度の高い西三河南部地域に位置する岡崎市においては、幹線道路である国道1号、国道248号、県道岡崎環状線、岡崎刈谷線などは慢性的に渋滞が発生し生活環境の悪化や経済活動が確保できていない状況である。また、現在本市で進めている都市計画道路柱町線、福岡線、若松線、岡崎環状線などは、早期事業化、早期完成を目指し重点的・効率的に道路整備を進めることが急務である。

活力ある地域づくりや豊かな暮らしづくりを推進するためには、国民共有の社会基盤でもある道路を計画的に整備、維持することが極めて重要であり、これを支える十分な財源の確保が必要である。これまで、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、平成29年度までの時限措置として補助率がかさ上げされてきたが、これを廃止することにより、道路事業費の縮減や地方財政負担の増加をもたらし、道路整備の遅延を招くことで、その影響は深刻かつ重大なものになる。

よって、国においては、地方が真に必要なとする道路整備と今後増大する道路の維持管理を計画的に進めるように、下記の措置が講じられるように強く要望する。

記

- 1 地方創生の実現に向け、道路整備に必要な予算を確保すること。
- 2 道路財特法の補助率のかさ上げ措置については、平成30年以降も継続・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9 月29日

岡 崎 市 議 会